

西村経済再生担当大臣記者会見記録（令和3年9月1日（水）10:56～11:05）抜粋
場所：合同庁舎8号館1階S101・103 会見室

【冒頭発言】

先ほどTPP委員会を終了いたしました。本年の議長国として、TPP委員会第5回会合を開催したところであります。9時15分から約1時間15分程度、オンライン形式で開催をいたしました。本年の議長国であります日本の私が議長を務めました。本年のTPP11の活動を総括いたしまして、このコロナによる世界経済の不確実性がまだ残っている中でありますけれども、TPP11のような革新的でハイスタндартな協定が、まさにコロナ禍からの経済回復の重要な貢献を行う、重要な役割を果たしていく、その旨を改めて各国間で認識を共有いたしました。さらに、この加盟国間で更なる連携及び協力を行っていく旨確認したところであります。

今回の委員会の成果の1つであります。協定の電子商取引の章の実施及び運用に関する事項について継続的な議論を促進するため、電子商取引に関する小委員会の設置を決定いたしました。昨年、第3回委員会でデジタル経済に対する専門的なこうした補助機関、小委員会のようなものを設置する必要があるということ、私の方から主張し検討してきたところでありますけれども、まさにこうした検討結果が結実したものであります。我が国は、4月に電子商取引ウェビナーを開催いたしました。まさに、コロナ禍において必要性が高まるデジタル分野の重要性を示し、議論を先導してきたところであります。今日まさにデジタル庁が発足をするというこの日に、TPP11におきましても、電子商取引の小委員会が設置されたことをご報告するとともに、日本が主張し、先導してきたことの成果だと思っております。この新しい小委員会での議論を通じて、世界経済を引っ張っていくアジア太平洋地域のデジタル化の促進、またWTOで議論が既に始まっておりますけれども、グローバルなルール形成において重要な役割を果たしていきたいと考えております。

委員会に出席した各国の閣僚間では、本年様々な小委員会で議論が行われてきており、協定を着実に実施してきたことに加えて、まさに各国間の協力を前進させるための様々な取組が行われてきたことの評価がなされました。

例えば、気候変動を始めとする環境問題についても、世界経済の持続可能な成長を目指すうえで、貿易や投資、この分野においてもますますその視点、そのテーマの重要性が増してきているところであります。日本としても、6月から8月にかけて、侵略的外来種の侵入防止や、生物多様性の持続的な利用、あるいは循環経済、気候変動、この4分野に焦点を当てた一連の環境関係のウェビナーも主催してきております。TPP11の枠組みにおけるこのようなイニシアティブが、国際社会による地球環境の課題への対応に貢献するものとの認識で、各国とも一致したところであります。

また、今回の委員会では、TPP11の価値の向上に向けた具体的な動きとして、本年の英国の加入手続及びペルーにおけるTPP11の発効についても扱いをいたしました。

本年6月2日に、TPP委員会として、英国の加入手続の開始を決定したところで

ありますが、加入作業部会第1回会合に向けて、英国においてはTPP11の義務を遵守するための努力を証明する必要があります。それから、同時に必要な英国内の国内法令の追加的変更を特定する必要があります。英国内で精力的に作業が行われておりますけれども、日本もこの加入作業部会の議長として、英国及び参加国と緊密に連携をしてきております。まさに第1回加入作業部会会合の開催に向け必要な調整を進めているところであります。今後1か月程度を目途に、この作業部会会合を開催することを目指して、更なる調整を重ねていきたいと思っております。各国との間で、今後1か月程度で開催しようということ合意がなされております。できれば9月中に第1回会合を開きたいということで、努力をしていきたいと思っております。本日の会合では、私から、加入作業部会の議長として、副議長であるオーストラリア及びシンガポール始め、参加各国と協力しながら、英国の加入プロセスが、協定のハイレベルを維持しつつ円滑に進むよう、しっかりと取り組んでいく旨を説明いたしました。そのことを各国間で共有したところであります。

また、7月21日にペルーよりTPP11発効のための国内手続を完了した旨通報がありました。これを受けて9月19日にペルーについて協定が発効することになります。ペルーは8番目の締約国になる予定であります。ペルーが締約国として協定を着実に実施することが、更なる相互利益を実現し、全参加国の連帯を維持、強化することになるとの共通認識のもと、ペルーによるこの手続進展を歓迎したところであります。

今回の委員会では、協定発効後2年半を超える期間における、以上のような協定の着実な実施及び協力のための取組の進展、そしてTPP11の世界経済への重要な貢献、更なる連携の重要性を各国間で共有、確認をし、その旨をまとめた閣僚共同声明を発出いたしました。

今回の委員会において改めてその重要性が確認されましたTPP11参加国間の連携、協力に向けては、年内は我が国が議長国を務めますので、引き続きフォローアップをしていきたいと思っておりますし、来年の議長国であるシンガポールに本年の我が国の取組の実績、経験を引き継ぐことを含め、引き続き我が国として積極的に貢献していく所存であります。

ここまで議長国として、いわば3つの成果、1つはやはり英国と交渉開始したこと、それから手続が開始されたこと、そして2つ目に電子商取引小委員会の設置が決定されたこと、そして3つ目にペルーの手続が終了し8番目の締約国となることが予定されていること。引き続き残り3つの国、チリ、ブルネイ、マレーシアについて、働きかけを実施していくところであります。早期に手続が進むことを期待したいと思います。

いずれにしても議長国として、恐らくTPP委員会は、通常であれば今年がこれが最後になりますが、この3つの進展を我が国として貢献できたというふうに思います。

【質疑応答】

記者：英国の加入手続についてお伺いします。先ほどのご説明の中で、月内に第1回加入作業部会を開始したい旨発言あったと思いますが、その後の段取り、進展についての見通しをお聞かせいただきたいのと、日本の立場としてこういった点を今後の交渉において重視されているのか、この点をお聞かせください。

大臣：まず、英国の加入は、このTPPのルールが、アジア太平洋を越えて、さらに広がりを持つということで、非常に大きな意義があると考えております。また日本にとっても、まさにグローバルな戦略的パートナーである英国がこのCPTPPに加入するということ、重要な貿易投資の相手国でもあります。このことは極めて大きな戦略的な意義もあると考えております。いずれにしても、自由で公正な経済秩序の構築のうえで非常に大きな意義があると考えております。そのうえで、まず英国はこの第1回会合に向けて、TPP11の義務を遵守するためにそれまでなされてきた努力を証明する必要がありますし、国内法令の追加的変更を特定する必要があります。その作業を英国内で精力的に行われておりますが、議長国として、英国と参加国と緊密に連携しながら必要な調整を進めているところであります。先ほど申し上げた通り、今後1か月程度を目指して開催するという各国間共通の認識を持ってはおりますが、できれば9月中に第1回会合を開催したいということで、議長国として努力したいと思っております。そのうえで、具体的な論点については、交渉に影響を与えますので差し控えたいと思っておりますが、いずれにしても大事なことはこの協定のハイレベルを維持するというと同時に、円滑にこの交渉を進めるということだと思っております。我が国の固有の立場で言えば、これまでも申し上げている通り、守るべきは守り、攻めるべきは攻める、日本の国益にとって最善の結果をもたらすように交渉したいというふうに考えております。英国との戦略的パートナーとしての重要性、それからアジア太平洋を越えてこうしたハイレベルなルールを広げていくこと、非常に大きな意義があると考えておりますが、日本の国益、もちろんそのことを最優先にして、発言をしていきたいと思っております。